

# 三次市住宅リフォーム支援事業のご案内

市内に本店を有する建築業者を利用して住宅のリフォーム工事を行われる場合に、工事に要する経費の一部を補助します。

**申請期間：令和5年5月8日（月）～22日（月）**

**申請方法：郵送 ※5月22日必着**

**申請先：〒728-8501 三次市十日市中二丁目8番1号**

**三次市産業振興部商工観光課 宛**

※申込多数の場合は、市が公開抽選を行い、補助対象者を決定します。

※先着順ではありませんので、申込の順番は補助金の交付決定に関係ありません。

## 《補助内容》

補 助 金 額	工事金額の10%以内 <b>上限10万円</b> (ただし、千円未満は切り捨てます)	
補 助 対 象 者	次の①から④のすべてを満たす者。 ① 市内に住所を有し、現に居住している方 ② 納期限の到来した市税・料を完納している。(世帯構成員全員) ③ 直近の過去3年度以内(令和2年度～令和4年度)に三次市リフォーム支援事業補助金及び三次市住宅リフォーム支援事業補助金の交付を受けていない。 ④ 対象となる工事部分について、市又は国・県・その他公共団体等で実施する他の補助制度を受けていない。	
補 助 の 対 象 と な る 物 件	住 宅	市内に所有する自己の居住用の住宅(所有者の承諾を得ている場合は、配偶者、親または子から無償で借用している建物でも可能)
※現に居住していない住宅は対象になりません。		
補 助 対 象 工 事 (いずれにも該当すること)	①住宅の本体部分の増改築・修繕・模様替えなど、その機能を維持または向上のために行う工事(裏面参照) ② <b>補助金交付決定後に着工し、令和6年2月29日までに完了する工事</b> ③消費税額を除く工事金額が50万円以上の工事(対象とならない工事費は除きます)	
工事を行う業者	・市内に本店を有する法人 ・市内に住民登録及び主たる事業所を有する個人事業主	

◆◆◆◆ 対象となるリフォーム工事（例） ◆◆◆◆

改築	1 住宅本体の一部を取り壊し建築する工事 2 1の工事に伴う設備の導入または交換工事 台所・浴室・トイレ・リビングの改修、間取りの変更など
修繕 模様替え	1 住宅本体の修繕、模様替え工事 2 1の工事に伴う設備の導入または交換工事 壁紙張替え、屋根・床・天井の修繕など
外壁塗装	住宅本体の外壁塗装工事
屋根のふき替え	屋根のふき替え、防雨工事
増築工事	1 住宅本体の一部（床面積）を増加させる工事 2 1の工事に伴う設備の導入または交換工事 2階部分の建て増しなど

※建築基準法に違反するリフォーム工事は認められません。

☆☆☆★ 補助の対象とならないもの（例） ★☆☆☆

- ・外構工事（門扉、塀、造園等）、納屋・倉庫・カーポート等の修繕、取り付け工事
- ・設備の設置・交換のみの工事（サッシ類）
- ・新築工事、解体のみの工事
- ・シロアリ駆除、ハウスクリーニング、電話回線等の配線工事
- ・什器、備品類の購入
- ・作業員のみが使用する仮設トイレ等

※リフォーム工事の事前着工は認められません。補助金を受けようとする場合は、必ず補助金の交付決定を受けてから工事を開始してください。

※交付要件の確認のため、申請書に「個人情報閲覧に関する同意書」を添付してください。  
また、必要に応じて他の書類等の提出を求めることがあります。

※以上の他にも補助金の交付について条件等があります。

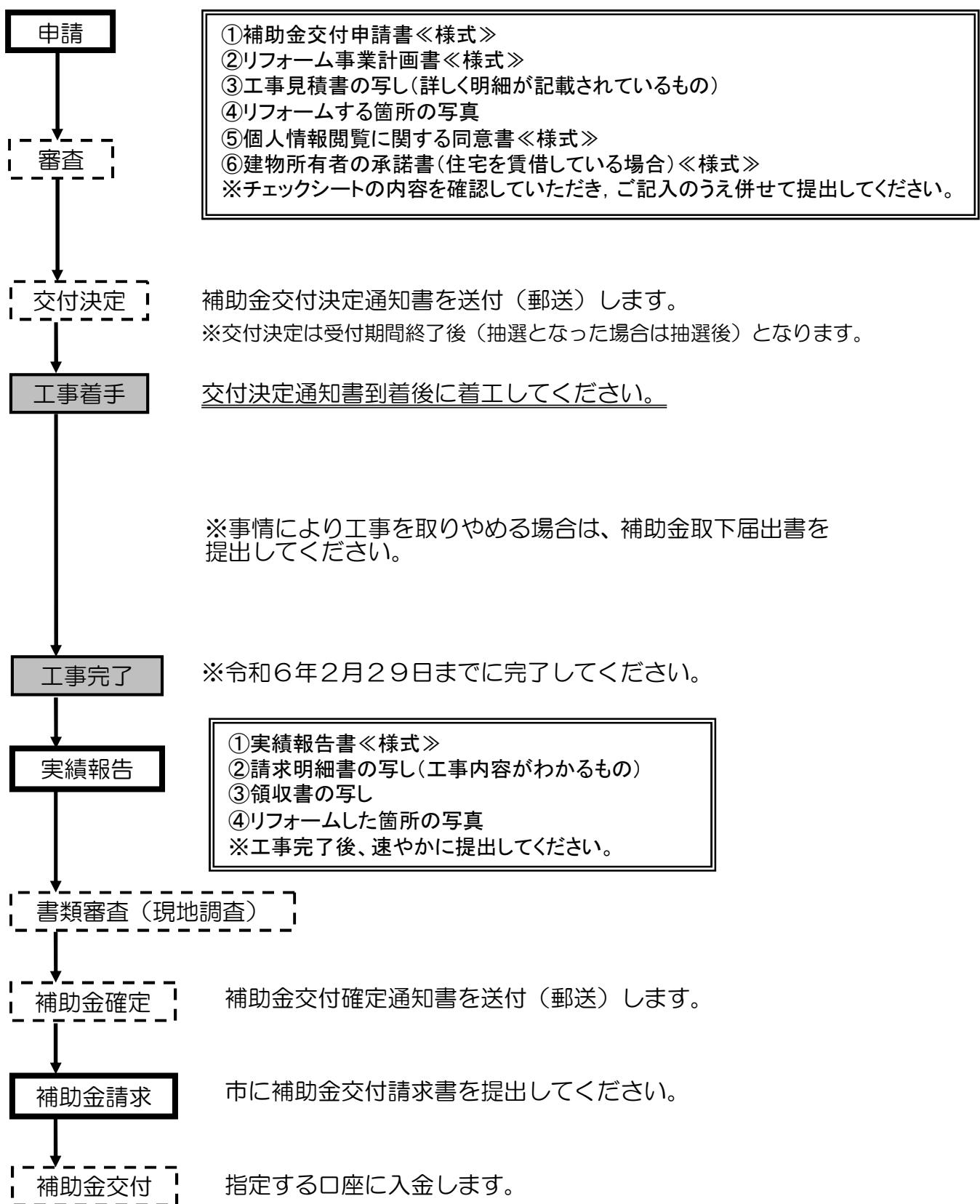
お問い合わせ・お申し込みは

三次市産業振興部商工観光課

三次市十日市中二丁目8番1号

TEL : (0824) 62 - 6171 FAX : (0824) 64 - 0172

## 補助金の申請から交付までの流れ



申請者が行う内容です。

市が行います。